

平成19年5月31日

株 主 各 位

横浜市神奈川区宝町2番地

日産自動車株式会社

取締役社長 カルロス ゴーン

第108回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第108回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの節は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」及び同封の添付書類「第108期報告書」をご検討くださいます。平成19年6月19日（火曜日）午後5時30分までに到着又は到達するように、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、折り返しお送りくださるか、当社の指定するインターネットウェブサイト（<http://www.web54.net>）より議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月20日（水曜日）午前10時

2. 場 所 横浜市西区みなとみらい一丁目1番1号

パシフィコ横浜

国立横浜国際会議場（国立大ホール）

3. 目的事項

報 告 事 項

1. 第108期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第108期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 当社の従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件

第3号議案 取締役全員任期満了につき10名選任の件

第4号議案 取締役に対し株価連動型インセンティブ受領権を付与する件

第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書とインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせてい

たきます。インターネットで複数回、議決権行使をされた場合、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、インターネットウェブサイトより議決権をご行使くださる際には、議決権行使書用紙に印字された議決権行使コードとパスワードをご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nissan-global.com/JP/IR/>）に掲載させていただきます。

なお、株主総会当日の質疑応答につきまして、次のとおりとさせていただきます。ご協力のほどをお願い申し上げます。

- ・ご質問を希望される方には、当日、会場内にて整理券をお配りいたしますので、予めお受取り願います。株主の皆様のご質問は、整理券の番号順とさせていただきます。なお、整理券の配布は、受付開始時間である午前8時30分から開会時間である午前10時までとさせていただきます。
- ・十分な審議を尽くした場合には、整理券をお持ちであっても質疑を打ち切らせていただくことがございます。

また、株主総会終了後に、株主懇談会を開催いたします。株主の皆様と当社経営陣との懇談の場を持たせていただき、忌憚のないご意見等を頂戴いたしたく存じますので、株主総会に引き続きご出席くださいますようご案内申し上げます。
会場の準備の都合上、株主懇談会にご出席いただける方は、6月11日（月曜日）までに同封の返信用はがきでご通知くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期は中間配当として、1株につき17円の配当を実施いたしました。が、期末配当につきましては、前期末に対して2円増配の1株につき17円とさせていただきたいと存じます。

これにより、中間配当を含めました当期の配当金は、前期に対して5円増配の1株につき34円となります。

＜期末配当に関する事項＞

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金17円

総額 75,147,072,000円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年6月21日

第2号議案 当社の従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員の、当社の連結業績向上に対する意欲を一層高めることを目的として、無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の内容及び数の上限

- (1) 新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権160,000個を上限とする。

- (2) 新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

- (3) 新株予約権の内容

- ①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

但し、本株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、

株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、取締役会の定めるところにより、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)までの一定期間の(株)東京証券取引所における当社普通株式1株の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に一定の数値(1.025を下回らない範囲で取締役会が定めるものとする。)を乗じた金額とする(1円未満の端数は切り上げる。)。但し、取締役会の定めるところにより、当該金額が割当日の当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(单元未満株主による单元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\frac{\text{調整後 行使価額} - \text{調整前 行使価額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}} = \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て等、行使価額の調整を必要とするときは、かかる割当て等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

③新株予約権を行使することができる期間

割当日から10年を経過する日までの範囲で、取締役会が定めるものとする。

④新株予約権の行使の条件

i 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

ii その他の権利行使の条件は、取締役会が定めるものとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i 記載の資本金等増加限度額から上記 i に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦新株予約権の取得条項

以下のi、ii及びiiiの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

⑧当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定する。

iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

v 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記⑤に準じて決定する。

vii譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

viii新株予約権の取得条項

上記⑦に準じて決定する。

- ⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

第3号議案 取締役全員任期満了につき10名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	カルロス ゴーン (昭和29年3月9日生)	平成8年10月 ルノー入社 平成11年6月 当社取締役 平成12年6月 同取締役社長 平成15年6月 同取締役共同会長兼社長現在に至る 平成14年2月 アルコア社取締役現在に至る 平成17年4月 ルノー取締役社長兼最高経営責任者現在に至る ルノー・日産会社取締役社長兼会長現在に至る	1,058,500株
2	小 枝 至 (昭和16年8月25日生)	昭和40年4月 当社入社 平成5年6月 同取締役 平成10年5月 同常務取締役 平成11年5月 同取締役 平成15年6月 同取締役共同会長現在に至る 平成15年7月 ルノー取締役現在に至る	73,600株
3	志 賀 俊 之 (昭和28年9月16日生)	昭和51年4月 当社入社 平成12年4月 同常務（執行役員） 平成17年4月 同最高執行責任者（執行役員）現在に至る 平成17年6月 同取締役現在に至る	24,300株

番 候 補 号 者	氏 名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況	所有する当社 株式の数
4	西 川 廣 人 (昭和28年11月14日生)	昭和52年 4 月 当社入社 平成15年 4 月 同常務（執行役員） 平成17年 4 月 同副社長（執行役員） 現在に至る 平成17年 6 月 同取締役現在に至る 平成18年 5 月 ルノー取締役現在に至る	3,400株
5	山 下 光 彦 (昭和28年4月17日生)	昭和54年 4 月 当社入社 平成16年 4 月 同常務（執行役員） 平成17年 4 月 同副社長（執行役員） 現在に至る 平成17年 6 月 同取締役現在に至る	6,300株
6	カルロス タバレス (昭和33年8月14日生)	昭和56年10月 ルノー入社 平成16年 4 月 当社入社 平成16年12月 同VP 平成17年 4 月 同副社長（執行役員） 現在に至る 平成17年 6 月 同取締役現在に至る	1,000株
7	今 津 英 敏 (昭和24年5月15日生)	昭和47年 4 月 当社入社 平成14年 4 月 同常務（執行役員） 平成19年 4 月 同副社長（執行役員） 現在に至る	13,300株
8	高 橋 忠 生 (昭和20年1月10日生)	昭和43年 4 月 当社入社 平成10年 6 月 同取締役 平成11年 6 月 同常務（執行役員） 平成14年 4 月 同副社長（執行役員） 平成14年 6 月 同取締役現在に至る	50,400株
9	シェマヤ レヴィー (昭和22年11月11日生)	昭和47年 1 月 ルノー入社 平成14年 3 月 ルノー s.a.s. 上席副社長 平成14年 6 月 当社取締役現在に至る	0株
10	パトリック ペラタ (昭和30年8月24日生)	昭和59年 7 月 ルノー入社 平成11年 6 月 当社取締役現在に至る	20,000株

- (注) 1. カルロス ゴーン氏は、ルノー取締役社長兼最高経営責任者を兼務しております。当社は同社との間に、資本参加を含む自動車事業全般にわたる提携契約を締結しております。
2. その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 今津英敏氏以外の各候補者は、現に当社の取締役であり、当社における地位及び担当は、別添の「第108期報告書」17頁に記載のとおりであります。
4. シェマヤ レヴィー氏は、社外取締役候補者であります。
5. シェマヤ レヴィー氏を社外取締役候補者とした理由は、ルノーとの提携の効果を創出するためであり、当社の社外取締役としての在任期間は、5年であります。
6. シェマヤ レヴィー氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金500万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

第4号議案 取締役に対し株価連動型インセンティブ受領権を付与する件

取締役に対する報酬につきましては、平成17年6月21日開催の第106回定時株主総会において承認された確定額金銭報酬（年額26億円以内）の支給のほか、平成15年6月19日開催の第104回定時株主総会において承認された、平成19年度末までの間、当社普通株式600万株相当数を年間の上限数とする、権利行使時における当社普通株式の市場株価と一定の行使価額の差額を受領することのできる「株価連動型インセンティブ受領権」の付与からなっておりましたが、当該「株価連動型インセンティブ受領権」の期限が到来することから、平成20年度以降も引き続き、中長期的な業績連動型のインセンティブとして、上記確定額金銭報酬の支給に加え、取締役に対して下記の要領により「株価連動型インセンティブ受領権」を付与することの承認をお願いしたいと存じます。なお、その条件の詳細の決定につきましては、下記要領の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

<株価連動型インセンティブ受領権の要領>

(1) 権利の内容

権利行使日の前日における当社普通株式1株当たりの市場株価が下記行使価額を上回っている場合に、その差額を受領する権利

(※1) ご参考までに、本年5月11日の(株)東京証券取引所における当社普通株式1株の普通取引の終値1,236円に1.025を乗じた金額が行使価額とされるものと仮定し、当社普通株式1株相当数の株価連動型インセンティブ受領権の公正価額を一定の前提事実及びオプション評価モデルに従い算出したしますと、153円となります。但し、この公正価額は、上記のとおり、上記仮定及び前提を用いてご参考までに算出したものであり、実際に付与される株価連動型インセンティブ受領権の公正価額は、権利付与日又は権利付与日までの一定期間の(株)東京証券取引所における当社普通株式1株の普通取引の終値及びその変動性並びに具体的な発行条件等により、これと異なる価額になるものと予想されます。

(2) 年間付与総数

適用期間内の各事業年度について6万個（当社普通株式600万株相当数）を上限とする。

(3) 行使価額

当初の行使価額は、取締役会の定めるところにより、各権利付与日までの一定期間の(株)東京証券取引所における当社普通株式1株の普通取引の終値の

平均値に一定の数値（1.025を下回らない範囲で取締役会が定めるものとする。）を乗じた金額とする。但し、取締役会の定めるところにより、当該金額が各権利付与日の当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

(4) 権利行使可能期間

各権利付与日から10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が定めるものとする。

(5) 行使条件

権利付与対象者の権利行使の条件は、取締役会が定めるものとする。

(※2) 取締役が株価連動型インセンティブ受領権を實際に行使できる数は、被付与者に付与された権利の数を上限として、被付与者毎に設定される業績目標の達成度等の条件に応じて変動いたします。

(6) 適用期間及び権利付与日

適用期間は、平成22年度末までとし、権利付与日は適用期間内における各事業年度毎に取締役会が定める一定の日とする。

＜当該インセンティブを相当とする理由＞

当社の持続的な利益をもたらす成長に対する取締役の意欲を一層高めることを目的として、中長期的な業績連動型インセンティブ制度を導入するものであります。

第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、平成19年3月14日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件として重任することとなる取締役6名及び任期中の監査役4名（うち、社外監査役3名）に対し、本総会終結の時までの功労に報いるため、当社の定める基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給することとし、贈呈の時期は各氏の退任時としたうえで、その具体的金額及び方法は、取締役につきましては取締役会に、監査役につきましては監査役の協議に、それぞれご一任いただきたいと存じます。

各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
カルロス ゴーン	平成11年6月 当社取締役 平成12年6月 同取締役社長 平成15年6月 同取締役共同会長兼社長現在に至る
小 枝 至	平成5年6月 当社取締役 平成10年5月 同常務取締役 平成11年5月 同取締役 平成15年6月 同取締役共同会長現在に至る
志 賀 俊 之	平成17年6月 当社取締役現在に至る
高 橋 忠 生	平成14年6月 当社取締役現在に至る
西 川 廣 人	平成17年6月 当社取締役現在に至る
山 下 光 彦	平成17年6月 当社取締役現在に至る
小 島 久 義	平成17年6月 当社監査役（常勤）現在に至る
大 坪 健 雄	平成18年6月 当社監査役（常勤）現在に至る
中 村 利 之	平成18年6月 当社監査役（常勤）現在に至る
村 上 春 雄	平成16年6月 当社監査役現在に至る

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 横浜市西区みなとみらい一丁目1番1号
パシフィコ横浜

国立横浜国際会議場（国立大ホール）

最寄駅 みなとみらい線みなとみらい駅

（クイーンズスクエア横浜連絡口から徒歩約8分）

なお、JR桜木町駅からは、徒歩20分程かかります。

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

会場付近略図

